

出席停止になる感染症と出席停止期間の基準

静岡県立西部特別支援学校

感染症名	出席停止の基準
インフルエンザ	発症した日を0日とし発症後5日、かつ、解熱した日を0日として2日が経過するまで
COVID-19 (新型コロナウイルス感染症)	発症した日を0日とし発症後5日、かつ、症状が軽減した日を0日として1日が経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した日を0日として、3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱 (アデノウイルス感染症)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医もしくは、その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医もしくは、その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
コレラ	症状により学校医もしくは、その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
細菌性赤痢	症状により学校医もしくは、その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医もしくは、その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
腸チフス	症状により学校医もしくは、その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎	症状により学校医もしくは、その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	症状により学校医もしくは、その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで